平成 26 年５月８日

各　位

会 社 名：株 式 会 社 Ｊ Ｂ イ レ ブ ン
代表者名：代表取締役社長　新 美　　司
（コード番号：3066　名証第二部）
問合せ先：取　締　役　亀 岡　　巧
電話番号：052-629-1100

会社分割（簡易新設分割）による持株会社体制への移行ならびに定款変更（事業目的の変更）に関するお知らせ

株式会社ＪＢイレブン（以下、「当社」という。）は、本日開催の取締役会において、平成 26 年 10 月１日を目処に当社の運営する主要な事業を会社分割（簡易新設分割）（以下、「本新設分割」という。）により新たに設立する当社 100%出資の子会社「ＪＢレストラン株式会社」および「桶狭間フーズ株式会社」（以下、「新設会社」という。）に承継させ、当社は持株会社体制へ移行することを決議しました。また、持株会社体制への移行により定款変更（事業目的の変更）を決定しましたのでお知らせします。

なお、上記定款変更については、平成 26 年６月 23 日開催予定の定時株主総会において承認されることを条件としています。また、本新設分割は当社単独の簡易新設分割であるため、開示事項・開示内容を一部省略して開示しています。

Ⅰ．会社分割による持株会社体制への移行

１．移行の背景および目的

当社は、業態の選択と集中による収益力向上を戦略の柱とした方針を推進しています。これまでに「一刻魁堂」および「ロンフーダイニング」の２業態への業態集約が完了し、これにより経営資源の効率的投入体制の整備等が進みました。また、管理体制においても計画的なＩＴ投資方針の下、業務の更なる効率化と経営基盤の一層の強化を目的として統合基幹業務システムを中心とする業務システムを構築してきました。

これらの施策により店舗数の規模拡大を支える組織体制で収益力を改善し、成長の準備が整いつつあります。

そこで、その取り組みの一環として、今般、持株会社へ移行することとし、グループ経営機能と執行機能を明確に分離し、持株会社においては、グループ経営戦略の立案機能とグループ経営資源の配分の最適化の意思決定を、各事業子会社においては、グループ経営戦略に基づく機動的な業務執行による競争力および効率性を一層高めるとともに、飲食事業の次世代経営者の育成を図り、グループ企業価値の最大化を目指したいと考えております。

なお、当社は、持株会社体制移行後も、グループとしてのコーポレートガバナンスの強化に取り組み、グループ全体の経営の透明性を高めていきます。

２．会社分割の要旨

（１）分割の日程

平成 26 年５月８日　　分割計画書承認取締役会
平成 26 年６月23日　　定款変更承認定時株主総会
平成 26 年10月１日　　分割予定日（効力発生日）

（注）本新設分割は、会社法第 805 条の規定（簡易新設分割）に基づき、株主総会の承認を得ることなく行います。

（２）分割方式

当社を分割会社とし、新設会社を新設分割設立会社とする簡易新設分割です。

（３）割当株式数

本新設分割に際し、新設会社が発行する普通株式は下記の通りで、全てを分割会社である当社に割当て交付します。

ＪＢレストラン株式会社	100 株
桶狭間フーズ株式会社	100 株

（４）分割交付金

分割交付金はありません。

（５）分割により増減する資本金等

本新設分割に伴う当社の資本金等の増減はありません。

（６）分割会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、役職員を対象に新株予約権を発行していますが、この取扱いについては、本新設分割による変更はありません。

（７）新設会社が承継する権利義務

新設分割設立会社が当社から承継する権利義務は平成 26 年５月８日付新設分割計画書に定めるところにより、分割効力発生日現在の当社分割対象事業に属する資産、負債、雇用契約、およびその他の権利義務とします。なお、承継する当該資産および負債の評価については、平成 25 年３月 31 日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これに分割効力発行生日の前日までの増減を加除した上で決定するものとします。

また、新設会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとします。

（８）債務履行の見込み

当社および新設会社は、分割日以降履行する債務について、本新設分割後もその履行を担保するに足る資産を有しており、債務の履行の確実性に問題はないものと判断しています。

３．分割当事会社の概要

	分割会社	新設会社	新設会社
（１）商号	株式会社ＪＢイレブン	ＪＢレストラン株式会社	桶狭間フーズ株式会社
（２）本店所在地	名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地	名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地	名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
（３）代表者の役職・氏名	代表取締役社長 新美　司	代表取締役社長 福島　寿雄	代表取締役社長 伊藤　真一
（４）事業内容	飲食事業	飲食店の運営事業	食材の製造販売事業
（５）資本金	661,579千円	8,000千円	8,000千円
（６）設立年月日	昭和56年９月１日	平成26年10月１日	平成26年10月１日
（７）発行済株式数	1,754,100株 （平成26年３月31日現在）	100株	100株
（８）決算期	３月	３月	３月
（９）大株主及び持株比率	新美　司　15.43% 椋本　充士　9.85% ㈱グルメ杵屋　7.74% 尾家産業㈱　5.04% 自社従業員持株会　3.58% ㈲エヌアイエムホールディングス　3.56% （平成26年３月31日現在）	㈱ＪＢイレブン　100%	㈱ＪＢイレブン　100%

（注）分割会社は自己株式を保有しており、その数は399株（0.02%）となっています。

（10）当事会社間の関係

	資本関係	新設会社は分割会社の100%出資子会社となります。
	人的関係	分割会社の役員の一部が新設会社の役員を兼務する予定です。
	取引関係	分割会社は、新設会社より経営指導料、管理業務手数料および配当等を受領する予定です。
	関連当事者への該当状況	新設会社は分割会社の連結子会社に該当します。

（11）分割会社の最近３年間の業績　（単位：千円）

決算期	平成23年６月期	平成24年３月期	平成25年３月期
純資産	968,378	987,397	1,000,243
総資産	3,872,657	3,872,512	3,940,544
１株当たり純資産（円）	580.91	592.36	600.12
売上高	5,222,709	3,833,611	5,359,358
営業利益	86,878	126,333	152,380
経常利益	59,272	100,662	129,127
当期純利益	△234,051	18,801	20,494
１株当たり当期純利益（円）	△140.52	11.29	12.30
１株当たり配当金（円）	0.00	0.00	10.00

４．分割する事業部門の概要

（１）分割する部門の事業内容

当社が主として行っている飲食事業（飲食店運営事業および食材製造販売事業）。

（２）分割する部門の経営成績（平成 24 年４月１日から平成 25 年３月 31 日まで）

飲食店運営事業

	分割事業部門 (a)	分割会社単体 (b)	比率 (a/b)
売上高	5,277,822 千円	5,359,358 千円	98.5%

食材製造販売事業

	分割事業部門 (a)	分割会社単体 (b)	比率 (a/b)
売上高	81,535 千円	5,359,358 千円	1.5%

（３） 分割する資産、負債の項目および金額（平成 25 年３月 31 日現在）

飲食店運営事業

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	32,805 千円	流動負債	22,805 千円
固定資産	0 千円	固定負債	0 千円
合計	32,805 千円	合計	22,805 千円

食材製造販売事業

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	89,297 千円	流動負債	55,489 千円
固定資産	0 千円	固定負債	0 千円
合計	89,297 千円	合計	55,489 千円

５．新設会社の状況（平成 26 年 10 月１日設立時（予定））

（１） 商号	ＪＢレストラン株式会社
（２） 本店所在地	名古屋市緑区桶狭間切戸 2217 番地
（３） 代表者の役職・氏名	代表取締役社長　福島　寿雄
（４） 事業内容	飲食店の運営事業
（５） 資本金	8,000 千円
（６） 決算期	３月

（１） 商号	桶狭間フーズ株式会社
（２） 本店所在地	名古屋市緑区桶狭間切戸 2217 番地
（３） 代表者の役職・氏名	代表取締役社長　伊藤　真一
（４） 事業内容	食品の製造販売事業
（５） 資本金	8,000 千円
（６） 決算期	３月

6．会社分割後の上場会社の状況（予定）

（1）　商号	株式会社ＪＢイレブン
（2）　本店所在地	名古屋市緑区桶狭間切戸 2217 番地
（3）　代表者の役職・氏名	代表取締役社長　新美　司
（4）　事業内容	グループ会社の株式保有による事業活動の支配・管理 不動産の売買、仲介および賃貸ならびに管理
（5）　資本金	661,579 千円（平成 26 年３月末日現在）
（6）　決算期	３月

7．今後の見通し

新設会社は、当社（分割会社）の100％連結子会社となるため、本新設分割により、当社は平成27年３月期第３四半期より連結決算に移行しますが、本新設分割による連結業績に直接的な影響はありません。

単体業績については、分割後当社が持株会社となることから、子会社からの経営指導料収入、管理業務受託収入、配当収入等で持株会社の運用経費等を賄う収益構造となる予定です。

Ⅱ．定款変更

1．定款変更の目的

持株会社体制への移行に伴い、当社の事業目的等を変更するものです。

2．定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3．日程

取締役会決議	平成 26 年５月８日
定款変更承認定時株主総会	平成 26 年６月23日
定款変更の効力発生日	平成 26 年10月１日

以上

別紙

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更後
第１条　　（条文省略）	第１条　　（現行どおり）
第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該法人等の経営管理およびこれに付帯するまたは関連する業務を行うことを目的とする。
１．料理飲食店の経営	１．　　（現行どおり）
２．飲食店、フランチャイズチェーン店の加盟店募集および加盟店指導業務	２．　　（現行どおり）
３．生鮮食料品、加工食料品、冷凍食料品、冷蔵食料品の販売	３．　　（現行どおり）
（新設）	４．飲食店経営のコンサルティング
（新設）	５．不動産の売買、仲介および賃貸ならびに管理
（新設）	６．店舗用設備、厨房用機器、什器備品の販売または賃貸借
（新設）	７．店舗設計および室内装飾の企画、デザイン業務
（新設）	８．各種イベント、キャンペーン等販売促進に関する行事の企画運営
（新設）	９．広告代理業
（新設）	10．知的財産権の取得、利用許諾、譲渡および管理業務
（新設）	11．情報処理サービス業および情報提供サービス業
（新設）	12．労働者派遣事業
（新設）	13．損害保険代理店業
（新設）	14．食品、農畜水産物の加工および販売
（新設）	15．飲食店向けの消耗品および備品の販売
（新設）	16．食品、農畜水産物の加工技術指導
（新設）	17．食品、農畜水産物の輸送、冷蔵および冷凍保管
（新設）	18．人事管理および労務管理の事務代行業
（新設）	19．教育研修の企画および実施
４．前各号に附帯する一切の業務	20．前各号に付帯する一切の業務
第３条～第 40 条　（条文省略）	第３条～第 40 条　（現行どおり）
附則	附則
（新設）	第２条の変更は平成 26 年 10 月１日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。